

東京 PCB 処理事業所 不要設備に対する先行解体撤去工事の実施のための指針

1. 本指針の目的

東京 PCB 処理事業所（以下「東京事業所」という。）では、高濃度 PCB 廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の本格的な解体撤去を実施する前に、不要設備を先行的に解体撤去する。本指針は、そのための設備の選定条件や対象となる設備等の範囲や工事の実施時期、工期等の概要をとりまとめるものである。

2. 先行解体撤去する不要設備の選定条件

先行解体撤去工事は、事業終了準備期間にあつて運転会社の操業体制を維持している期間に、使用済みの設備を対象として実施するものである。先行解体撤去で発生する廃棄物は、運転会社におけるこれまでの変圧器等の解体・洗浄等の処理手順を踏まえた対応を行う。

先行解体撤去の対象設備は、以下の条件をすべて満たす設備とする。

- ① **不要設備**：使用済みの不要設備であること。
- ② **付帯設備**：変圧器及びコンデンサーを処理する主要設備ではなく、それに付帯する設備であること。
あるいは複数系列設備であり、かつ各々が独立系列である設備^{注1)}：同様の機能を有する設備が複数あり、その一部の独立した系列を解体撤去しても設備総体として本来の機能が維持されること。
- ③ **所要期間**：本格解体工事までに解体撤去を完了できる見込みであること。
- ④ **スペースの確保**：本格解体工事における動線や一時保管場所等のスペースの確保に資するものであること。
- ⑤ **対応の容易性**：洗浄や PCB 除去分別等が、これまでのプラント運転や設備保全の経験で実施でき、比較的容易に目的とする解体工事着手基準を達成できること。

注1) これは令和 5 年 10 月 30 日の改訂で追加されたものである。

先行解体撤去工事の実施は、本格解体撤去において発生する工事会社では高濃度 PCB の除去分別が困難な解体物について、運転会社の作業員が安全・確実に解体及び洗浄処理等を円滑に実施するため、その習熟と経験の向上に資するものであり、またこれによって操業運転から解体撤去への円滑な移行にも寄与できる。

以上の条件を満たす設備は、次節に詳細を示す①安定器等処理設備と②リン含有 PCB 油前処理設備であり、令和 5 年 10 月の改訂を踏まえ、別紙 1 に示す選定理由を基に③コンデンサー解体設備(3 階)、④鉄心コイル破碎・分別設備(3 階)：両者は複数系列設備であり、かつ各々が独立系列である設備 及び⑤塵粉末活性炭スラリー化設備：付帯設備 を追加する。

注)2023 年 10 月の改訂では以下、「3. 先行解体撤去工事の対象設備の概要」、「4. 先行解体撤去の工程・工期」、「5. 先行解体撤去における特記事項」及び「参考資料」は「不要設備の先行解体撤去工事の実施計画書」に転載する。